

浜松市防火対象物等の特例に関する事務処理要綱

	平成15年7月8日	浜消達第100号
改正	平成19年4月1日	浜消局達第45号
	平成24年3月15日	浜消局達第165号
	平成26年3月19日	浜消局達第169号
	平成28年3月24日	浜消局達第209号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の2の3の規定(法第36条第1項において準用する場合を含む。)に基づく防火対象物の点検及び報告の特例(以下「特例」という。)に関する事務処理について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。(ろ)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(ろ)

- (1) 認定とは、法第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の特例を設けるべき防火対象物として認めることをいう。(ろ)
- (2) 不認定とは、法第8条の2の3第1項の規定に基づく防火対象物の特例を設けるべき防火対象物として認めないことをいう。(ろ)
- (3) 検査とは、法第8条の2の3第2項に規定する申請に係る認定又は不認定の判定をするための検査をいう。(ろ)

(認定の主体)

第3条 法第8条の2の3に規定する防火対象物の特例に関する事務処理は、当該防火対象物の所在する地域を管轄する消防署長(以下「署長」という。)が行うものとする。(ろ)

(申請方法等)

第4条 法第8条の2の3第2項に規定する申請は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書(省令別記様式第1号の2の2の2)に、同条第4項に規定する書類として、不動産登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)、賃貸借契約書、営業許可証、防火対象物使用開始届出書又はその他の防火対象物の管理を開始した日を確認できる書類を添えなければならない。(ろ)

2 署長は、前項の申請に係る事務処理の状況を把握するため、特例認定処理記録（第1号様式）に必要事項を記録しておかなければならない。（ろ）

（検査）

第5条 署長は、認定又は不認定の判断をするために検査を行う場合は、防火対象物点検報告特例認定検査表（第2号様式）を用いて書類確認及び現地調査を行わなければならない。（ろ）

（認定・不認定の決定及び通知）

第6条 署長は、検査を行った結果を認定通知書（第3号様式）又は不認定通知書（第4号様式）により申請者に交付するものとする。（い）（ろ）

（認定の取消）

第7条 法第8条の2の3第6項の規定により認定を取消す場合は、浜松市火災予防違反処理規程（平成17年消防本部訓令甲第7号）第23条及び「浜松市消防局聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務処理要綱」（平成22年3月25日付け浜消局達第194号）に定めるところによる。（い）（ろ）

（標準処理期間）

第8条 認定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づく標準処理期間は、30日とする。（い）（ろ）

（防災管理対象物の特例等）

第9条 第2条から前条までの規定は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3の特例について準用する。この場合において、第4条中「防火対象物点検報告特例認定申請書」とあるのは「防災管理点検報告特例認定申請書」と、「別記様式第1号の2の2」とあるのは「別記様式第16号」と、第5条中「防火対象物点検報告特例認定検査表（第2号様式）」とあるのは「防災管理点検報告特例認定検査表（第5号様式）」と、第6条中「第3号様式」とあるのは「第6号様式」と、「第4号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。（い）（ろ）

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日浜消達第45号）（い）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日浜消局達第165号）（ろ）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成24年5月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成26年3月19日浜消局達第169号）（は）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（行政不服審査法の施行に伴う予防関係要綱の整備に関する要綱（平成28年3月24日浜消局達第209号））（に）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）（3）

特例認定処理記録

番号	申請 種別	防火対象物名 所在地	受付年月日	検査 担当	結果	認定又は不認定 年月日	申請者への通知年月日	受領者
	防火	(防火対象物名)	年 月 日		適	年 月 日	年 月 日	
	防災	(所在地)			不適			
	(備考)							
	防火	(防火対象物名)	年 月 日		適	年 月 日	年 月 日	
	防災	(所在地)			不適			
	(備考)							
	防火	(防火対象物名)	年 月 日		適	年 月 日	年 月 日	
	防災	(所在地)			不適			
	(備考)							
	防火	(防火対象物名)	年 月 日		適	年 月 日	年 月 日	
	防災	(所在地)			不適			
	(備考)							
	防火	(防火対象物名)	年 月 日		適	年 月 日	年 月 日	
	防災	(所在地)			不適			
	(備考)							

防火対象物点検報告特例認定検査表

検査項目	判定基準	判定
管理開始日	申請者が、消防法(以下「法」という。)第8条の2の2第1項に該当する防火対象物の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。(ろ)	適 不適
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項の規定に基づく命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。(ろ)	適 不適
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備、又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。(ろ)	適 不適
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。(ろ)	適 不適
取消し事由の有無	法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。(ろ)	適 不適
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則(以下「省令」という。)第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。(ろ)	適 不適
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	適 不適
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。(ろ)	適 不適
防火管理者選任(解任)届出書の有無	省令第3条の2第1項の届出がされていること。(ろ)(は)	適 不適
消防計画作成(変更)届出書の有無	省令第3条第1項の届出がされていること。(ろ)	適 不適


自衛消防組織設置（変更）届出書の有無（ろ）	消防法施行令（以下「政令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。（ろ）	適 不適
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、省令第3条第2項に定める事項が当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。（ろ）	適 不適
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、省令第3条第3項に定める事項が当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。（ろ）	適 不適
大規模地震対策特別措置法の指定	当該防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、省令第3条第4項に定める事項が、当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。（ろ）	適 不適
消防計画の実施	省令第3条第1項各号に定める事項のうち、当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。（ろ）	適 不適
自衛消防組織の業務の実施（ろ）	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、省令第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。（ろ）	適 不適
共同自衛消防組織の決定（ろ）	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、政令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権限を有する者が共同して自衛消防組織をおく場合にあっては、省令第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、当該防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。（ろ）	適 不適
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	適 不適
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	適 不適

統括防火管理者選任（解任）届出の有無（は）	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、省令第4条の2第1項の届出がされていること。（は）	適 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無（は）	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、省令第4条第1項の届出がされていること。（は）	適 不適
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。（ろ）	適 不適
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	適 不適
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。（ろ）	適 不適
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、政令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。（ろ） 	適 不適
設置届出書の有無	法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。（ろ）	適 不適
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年5月31日付消防庁告示第9号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。（い） ・消防用設備等にあっては、省令第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあっては、同省令第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。（ろ） 	適 不適
火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	浜松市火災予防条例第3章に規定する基準を満たしていること。	適 不適
指定数量未滿の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	浜松市火災予防条例第4章に規定する基準を満たしていること。	適 不適

注 検査項目に係る消防法令の基準が当該防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長 

認 定 通 知 書

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった防火
対象物に係る特例については、下記のとおり認定します。

記

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	

認定の効力が生じる日 年 月 日

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



不 認 定 通 知 書

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった防火対象物に係る特例については、下記のとおり認定しないので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	

認 定 し な い 理 由

教示

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 前1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

防災管理対象物特例認定検査表

検査項目	判定基準	判定
管理開始日	申請者が、消防法(以下「法」という。)第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する防災管理対象物の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	適 不適
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定に基づく命令(当該防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。	適 不適
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は法第36条第1項において第8条第3項若しくは第4項の規定による命令(当該防災管理対象物の位置、構造、設備、又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。	適 不適
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	適 不適
取消し事由の有無	法第36条第1項において法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	適 不適
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則(以下「省令」という。)第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	適 不適
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	適 不適
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	適 不適
防災管理者選任(解任)届出書の有無	省令第51条の9の届出がされていること。	適 不適
防災管理に係る消防計画作成(変更)届出書の有無	省令第51条の8第1項の届出がされていること。	適 不適
自衛消防組織設置(変更)届出書の有無	消防法施行令(以下「政令」という。)第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	適 不適

防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、省令第51条の8において読み替えて準用する省令第3条第2項に定める事項が当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適 不適
管理権原を有する範囲	防災管理対象物で管理について権原が分かれている場合は、省令第51条の8において読み替えて準用する省令第3条第3項に定める事項が当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適 不適
大規模地震対策特別措置法の指定	当該防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、省令第51条の8第2項において読み替えて準用する省令第3条第4項に定める事項が、当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	適 不適
防災管理に係る消防計画の実施	省令第51条の8第1項各号に定める事項のうち、当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。	適 不適
自衛消防組織の業務の実施	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、省令第51条の10第1項各号に定める事項のうち、当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。	適 不適
共同自衛消防組織の決定	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、政令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権限を有する者が共同して自衛消防組織をおく場合にあっては、省令第51条の10第2項各号に定める事項のうち、当該防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。	適 不適
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	適 不適
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	適 不適
統括防災管理者選任（解任）届出の有無（は）	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項の届出がされていること。（は）	適 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無（は）	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項の届出がされていること。（は）	適 不適
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	適 不適

注 検査項目に係る法令の基準が当該防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



認 定 通 知 書

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、 年
月 日付けで申請のあった防災管理対象物に係る特例については、下記のとおり認定しま
す。

記

防災管理 対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	

認定の効力が生じる日 年 月 日

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



不 認 定 通 知 書

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、 年
月 日付けで申請のあった防災管理対象物に係る特例については、下記のとおり認定しないの
で通知します。

記

防災管理 対象物	所在地	
	名称	
	用途	

認定しない理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 前1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。